

平成 25 年 3 月 19 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定について

都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 2 月 15 日付けで三井不動産株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました。

(内容等については別紙参照)

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：本村、柳井

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

03-5253-8127(直通)

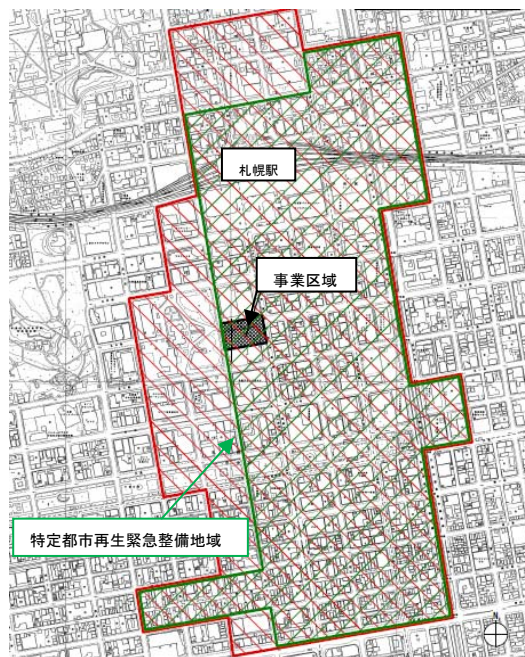
F A X : 03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

- 1. 認定した年月日 平成 25 年 3 月 19 日
- 2. 認定事業者の名称 三井不動産株式会社
- 3. 都市再生事業の名称 (仮称) 北 2 条西 4 丁目地区都市再生事業

4. 都市再生事業の目的

本事業は、札幌市の都心まちづくり計画で位置づけられた「うけつぎの軸(北3条通)」と「にぎわいの軸(駅前通)」の2つの骨格軸の交点にその計画地が位置する。都心の骨格軸が交わるポテンシャルを最大限に活かし、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、「札幌三井ビルディング」「札幌三井ビルディング別館」を建替え、業務・商業を中心とする複合的な都市機能を導入することで、札幌都心部の活性化を目指す。あわせて、北3条通の一部を(仮称)北3条広場として整備し、札幌の観光名所である赤れんが庁舎前に魅力ある都市空間を創出する。



- 5. 事業施行期間 平成 24 年 4 月 23 日
～ 平成 26 年 8 月 31 日

6. 事業区域

- (1) 位置 北海道札幌市中央区北 2 条西 4 丁目 1 番 3、1 番 7、1 番 9、1 番 10、3 番 2
北海道札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1 番 8
- (2) 面積 10,716.50 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積 の敷地面積 に対する割合	建築面積 の敷地面積 に対する割合
1	地上 20 階 地下 3 階 塔屋 1 階	4,550.28 m ²	68,192.35 m ² (57,936.67 m ²)	5,517.63 m ²	1050.02%	82.46%
合計		4,550.28 m ²	68,192.35 m ² (57,936.67 m ²)	5,517.63 m ²		

(2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 空調設備、衛生設備、電気設備、防災設備、昇降機、機械駐車設備、地域冷暖房
- ・ 用途 事務所、物販店舗、飲食店舗、サービス店舗、自動車車庫

(3) 公共施設の種類・規模等

広場 4,056.21 m² 道路 607.3 m²

8. 事業経緯

平成24年4月23日 工事開始

平成26年8月31日 工事完了予定

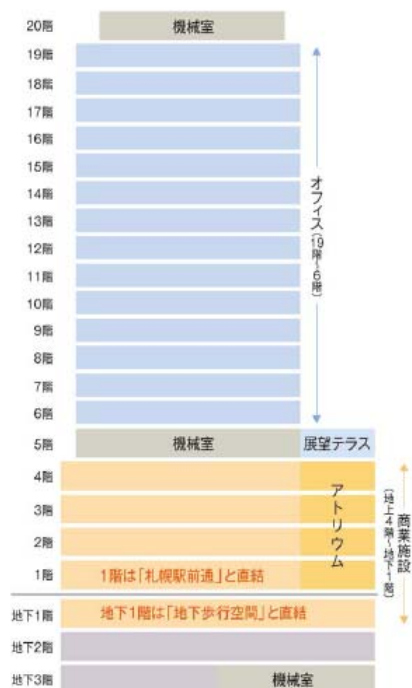
■ 事業スケジュール

平成24年				平成25年				平成26年				
1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	
基本設計、実施設計、確認申請												
着工				建築工事				竣工				

■ 外観イメージ



■ 概要図



■ 周辺状況

